青森県輸出・海外ビジネス戦略マーケット調査業務説明書

１　委託業務名

　　青森県輸出・海外ビジネス戦略マーケット調査業務

２　委託業務の目的

 委託業務は、青森県輸出・海外ビジネス戦略の推進に当たり、青森県産農林水産品の輸出拡大に向けた取組を効果的に進めるため、対象国・地域の最新のマーケット情報を把握することを目的とする。

３　調査対象品目及び対象国・地域

 本委託業務の対象品目及び対象国・地域は、品目ごとに下記のとおりとする。

（１）りんご

　　　【調査必須国・地域】

 　台湾、香港、タイ

 　【以下から調査国1ヶ国を選択】

シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピン、

カンボジア

（２）りんごジュース（ストレート果汁）

　　　【調査必須国・地域】

台湾、香港、タイ

 【以下から調査国1ヶ国を選択】

中国、韓国、シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、

フィリピン、カンボジア、オーストラリア

（３）ホタテ

　　　【調査必須国・地域】

台湾、香港、ベトナム

 【以下から調査国1ヶ国を選択】

 中国、シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、

カンボジア、オーストラリア、欧州

（４）コメ

 【調査必須国・地域】

 香港

 【以下から調査国1ヶ国を選択】

台湾、中国、シンガポール、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピン、カンボジア、オーストラリア

４　委託業務の内容

 受託者は、上記3に定める対象品目及び対象国・地域に関し、下記の業務及びこれに付随する業務を行うものとする。

（１）りんご

 ①調査業務

　　　ア 国別輸入数量調査の内容

 　 対象国・地域における国別輸入数量

 　イ 市場価格状況調査の内容

 　　 現地の主要な店舗（2系列程度）における価格動向等（品名・規格・原産国・価格）

 ②調査・報告時期等

 ア 調査対象時期

 2019年10月から2020年3月まで

 イ 国別輸入数量調査報告時期

　　　　 当月末時点で把握可能な最新データを翌月20日までに報告

　　　　 なお、3月分は、3月15日時点で把握可能な最新データを3月20日までに報告

ウ 市場価格状況調査報告時期

 　　 当月の状況を翌月20日までに報告

 　　 なお、3月分は、3月15日時点の状況を3月20日までに報告

 エ 報告方法

 　 　集計可能な電子ファイルを電子メールで国際経済課に提出

（２）りんごジュース（ストレート果汁）

 ①調査業務

 　ア 国別輸入数量調査の内容

 　 対象国・地域における国別輸入数量

イ 市場価格状況調査の内容

 　　 現地の主要な店舗（2系列）における価格動向等（品名・規格・

原産国・価格）

 ②調査・報告時期等

 ア 調査対象時期

 2019年10月から2020年3月まで

 イ 国別輸入数量調査報告時期

・12月末時点で把握可能な最新データを1月末日までに報告

 　・3月15日時点で把握可能な最新データを3月20日までに報告

ウ 市場価格状況調査報告時期

・第3四半期（10月～12月）各月の状況を1月末日までに報告

 　・第4四半期（1月～3月）各月の状況を3月20日までに報告

 　 なお、3月分は、3月15日時点の状況を報告

　　　エ 報告方法

 　 　集計可能な電子ファイルを電子メールで国際経済課に提出

（３）ホタテ（冷凍）

 ①調査業務

 　ア 国別輸入数量調査の内容

 　 対象国・地域における国別輸入数量

 　イ 市場価格状況調査の内容

 現地の主要な店舗（2系列）における価格動向（品名・規格・

原産国・価格）

 ②調査・報告時期等

 ア 調査対象時期

 2019年10月から2020年3月まで

 イ 国別輸入数量調査報告時期

・12月末時点で把握可能な最新データを1月末日までに報告

 　・3月15日時点で把握可能な最新データを3月20日までに報告

 ウ 市場価格状況調査報告時期

・第3四半期（10月～12月）各月の状況を1月末日までに報告

 　・第4四半期（1月～3月）各月の状況を3月20日までに報告

 　 なお、3月分は、3月15日時点の状況を報告

　　　エ 報告方法

 　 　集計可能な電子ファイルを電子メールで国際経済課に提出

（４）コメ

 ①調査業務

 　ア 国別輸入数量調査の内容

 　 対象国・地域における国別輸入数量、輸入動向等

 　イ 市場価格状況調査の内容

 現地の主要な店舗（2系列）における価格動向等（品名・規格・

原産国・価格）

 ②調査・報告時期等

 ア 調査対象時期

 2019年10月から2020年3月まで

 イ 国別輸入数量調査報告時期

・12月末時点で把握可能な最新データを1月末日までに報告

 　・3月15日時点で把握可能な最新データを3月20日までに報告

 ウ 市場価格状況調査報告時期

・第3四半期（10月～12月）各月の状況を1月末日までに報告

 　・第4四半期（1月～3月）各月の状況を3月20日までに報告

 　 なお、3月分は、3月15日時点の状況を報告

　　　エ 報告方法

 　 　集計可能な電子ファイルを電子メールで国際経済課に提出

５　その他

（１）委託業務の実施により得た情報は、委託者の了解を得ずに第三者へ提供

しないこと。

（２）この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者

と受託者とが協議して定めるものとする。